

作成日：2015年11月7日

## ニュージーランド

特許庁の所在地

Intellectual Property Office of New Zealand (IPONZ)

P. O. Box 9241,  
Marison Square  
Wellington 6141,  
New Zealand

TEL: 64 3 962- 2607

FAX: 64 4 978- 3691

Email; [info@iponz.govt.nz](mailto:info@iponz.govt.nz)

Website: <http://www.iponz.govt.nz>

## 目 次

### 〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

### 〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### 〈実用新案制度（存在する場合）〉

実用新案制度は存在しません。

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## 共通情報

### 1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (5) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (6) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)

### 2. 特許審査ハイウェイ実施状況

適用されておられません。

### 3. 現地代理人の必要性有無

現地代理人の選任は義務ではありません。

但し、ニュージーランド国内において書類を受ける宛名を連絡する必要があります。

### 4. 現地の代理人団体の有無

New Zealand Institute of Patent Attorneys Ltd (NZIPA)

P. O. Box 5116

Wellington,

New Zealand

Email: [secretary@nzipa.org.nz](mailto:secretary@nzipa.org.nz)

Website: <http://www.nzipa.org.nz/>

### 5. 出願言語

英語です。

### 6. その他関係団体

JETRO AUCKLAND

Level 10, 120 Albert Street,

Auckland,

New Zealand

電話 : 64- 9- 379- 7427

Fax : 64- 9- 309- 5046

## 7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.iponz.govt.nz>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2014年9月13日施行の改正法が適用されております。

<改正法の主な内容>

- (1) 絶対新規性が導入されました。
- (2) 進歩性が審査対象に導入されました。
- (3) サポート要件の厳格化が採用されました。
- (4) 出願公開制度が導入されました。
- (5) 審査請求制度が導入されました。
- (6) Acceptance の期限が短縮されました。
- (7) 分割出願可能な時期が制限されました。
- (8) 維持年金の支払い時期が変更されました。

今回の改正の目的は、ニュージーランドの特許制度を世界的な標準及びオーストラリア国との特許制度との調和を図ることと、言われております。

- (9) 第三者による再審査請求制度が導入されました。

### 2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) :

発明者の氏名及び住所、出願人の名称及び住所、優先権を主張する場合は、最初の出願の情報等、現地代理人の宛名等を記載します。

願書は現地代理人が作成する。従って、これらの情報を連絡する必要があります。

- (2) 委任状 (Power of Attorney)

通常は、提出不要です。

- (3) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

- (4) 必要な図面 (Drawings)

- (5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権主張をする場合には、優先権証明書の提出が必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出できます。

- (6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

証明 (Verified) された英訳文の提出が必要です。

優先権証明書の提出期間と同じです。

### 3. 料金表 (単位: ニュージーランド・ドル (NZ\$) です。)

- (1) 出願料金

① 仮明細書による出願の場合 100

②完全明細書による出願の場合	250
③PCT 出願国内段階移行出願の場合	250
(2) 出願審査請求料金	500
(3) 完全明細書の補正料金	150
(4) 異議申立料金	350
(5)Hearing 請求	850
(6) 出願(特許)の回復請求料金	100
(7)年金：	
①第5年度～第10年度(各年度当たり)	100
②第11年度～第15年度(各年度当たり)	200
③第16年度～第20年度(各年度当たり)	350

#### 4. 料金減免制度について(存在する場合)

料金減免制度の規定が存在するか不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されました。

改正前は、Acceptance の際に明細書等が公告されておりましたが、今回の改正法により出願日(または優先日)から18ヶ月経過後に出願内容が公開されることとなりました。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されました。

改正前は、出願は全て審査の対象とされておりました。

今回の改正法により、実体審査を希望する場合には、出願日から5年以内、若しくは特許庁長官の指令日から2ヶ月以内のいずれか早い期間内に、審査請求料金を納付することが必要となりました。

#### 8. 出願から特許までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

出願後、方式的要件、出願公開、出願審査請求、実体的特許要件の審査を経て、特許付与の決定が行われます。

##### (1) 方式審査

出願書類が提出されると、特許庁長官による方式的要件の審査が行われます。

(2) 対応外国出願の調査結果等の提出

対応外国出願が存在する場合、特許庁長官は英国、カナダ、米国やオーストラリア等の国における出願の情報を要求することができます。

(3) 出願公開制度の導入

今回の改正法により、出願日(または優先日) 18 ヶ月後の出願公開制度が導入されました。

(4) 不特許事由：

以下の発明は特許を受けることができません。

- ①単なる情報の提供に過ぎないもの
- ②公序良俗に反する発明
- ③自然界の発見に過ぎないもの
- ④人体の治療、診断方法
- ⑤コンピュータプログラムそのもの

(5) 新規性について：

国内公知・公用・刊行物記載についての所謂“Local Novelty”(地域的新規性)が採用されておりました。

今回の改正法により、“Absolute Novelty”(絶対的新規性)が採用されるに至りました。

<新規性喪失の例外の適用>

次の場合には、新規性喪失の例外が認められます。

- ①優先日前の第三者による発明の公表であって、
  - (a) 公表された発明が、出願人の意に反した場合
  - (b) 出願人が公表の事実を知った後すみやかに出願し、当該発明が優先日前に業として実施されていなかったことを、出願人が証明した場合
- ②発明の価値評価を目的とする、政府等から正式に認められた者に対する公表である場合
- ③優先日前1年以内における、特許を受ける権利を有する者による実験のみを目的とするニュージーランド国内における公然実施であり、その実験に公然実施が不可欠であり実験が合理的に必要なであった場合
- ④以下の理由により、発明が公表された場合であって当該公表日から6ヶ月以内に出願をした場合：
  - (a) 特許庁長官が認める博覧会における展示により公知となった場合
  - (b) 当該博覧会の開催中又は閉会后における特許を受ける権利を有する者の意に反する発明の公表の場合
  - (c) 学術団体に対する発明者による論文の口頭による発表の場合。
  - (d) 発明者の同意を得て論文を学術団体の会報に掲載したことによる公表の

## 場合

### (6) 進歩性について：

今回の法改正により、進歩性が審査に導入されることになりました。

### (7) 実体審査：

#### ① 今回の改正法により、出願審査請求制度が導入されました。

従いまして、出願人は実体審査を受けるためには審査請求を出願日から 5 年以内にしなければなりません。

#### ② 但し、特許庁長官は一定の場合には、出願人に対して審査請求をすべき旨の指令 (Direction to request examination) を発することができます。

この指令が発行された場合には、出願人は指令日から 2 ヶ月以内に審査請求をしなければなりません。

ここで、一定の場合とは次の場合が該当します。

(a) 当該出願日前に出願された先願の審査の状況から見て、指令を発することが適切且つ合理的であると判断した場合

(b) 公共の利益の観点から指令を発することが合理的であると判断した場合、及び

(c) 他の出願の審査の観点から、指令を発することが合理的であると判断した場合

#### ③ 出願人が自発的に審査請求をし、又は特許庁長官の指令に対して審査請求をした場合、審査官による実体審査が行われます。

実体審査の結果、出願に係る発明が特許要件を満たしていないと判断された場合には、First Examination Report が発行されます。

この審査報告に対する応答期限は、通常 6 ヶ月とされています。

改正前は、この審査報告を受けた場合、出願人は審査報告の発行日から 15 ヶ月 (Acceptance Due Date) 以内に、審査官から指摘された拒絶理由全てを解消し特許され得る状態にしなければなりませんでした。

更に、この期限は請求により 3 ヶ月間延長することができました。

しかしながら、今回の改正法により上記 Acceptance Due Date の期限が 12 ヶ月に短縮され、且つ、延長することができないと改正され、出願人は当該 12 ヶ月以内に審査官から指摘された拒絶理由の全てを解消し、出願を特許され得る状態にしなければならなくなりました。

#### ④ 上記審査報告を受けた場合、出願人は明細書の補正や意見書を提出することができます。

補正書等の提出後においても、拒絶理由が解消されなかった場合において、最初の審査報告書の発行日から 12 ヶ月以内の場合、更なる審査報告書が発行されます。

なお、当該 12 ヶ月の期間内に出願を特許され得る状態にすることができな  
かった場合、出願は拒絶されます。

⑤審査の結果、出願が特許され得る状態であると判断された場合、審査官は出  
願人に出願許容通知(Notice of Acceptance)を発行します。

⑥出願許容通知が発行された後、その出願は許容された旨が公告され、その公  
告日から 3 ヶ月間第三者に異議申立ての機会が与えられます。

この期間は、請求により 1 ヶ月間延長することができます。

⑦上記 3 ヶ月の期間内に異議申立てが無く、又は異議申立てがあつた場合にお  
いても異議理由なしの決定がされた場合は、特許付与の決定がなされます。

(8)特許付与：

出願が許容され、異議申立てがなかつた場合、出願許容の公告日から 3 ヶ月後  
に特許が付与されます。

(9)不服申立て：

特許庁長官の決定に不服を有する場合、高等裁判所 (High Court) に不服を申  
立てすることができます。

(10)分割出願：

従来は、親出願が出願許容(Acceptance)されるまでの間、分割出願を行うこと  
ができました。

今回の改正法により、親出願の出願日から 5 年以内の期限に制限されること  
になりました。

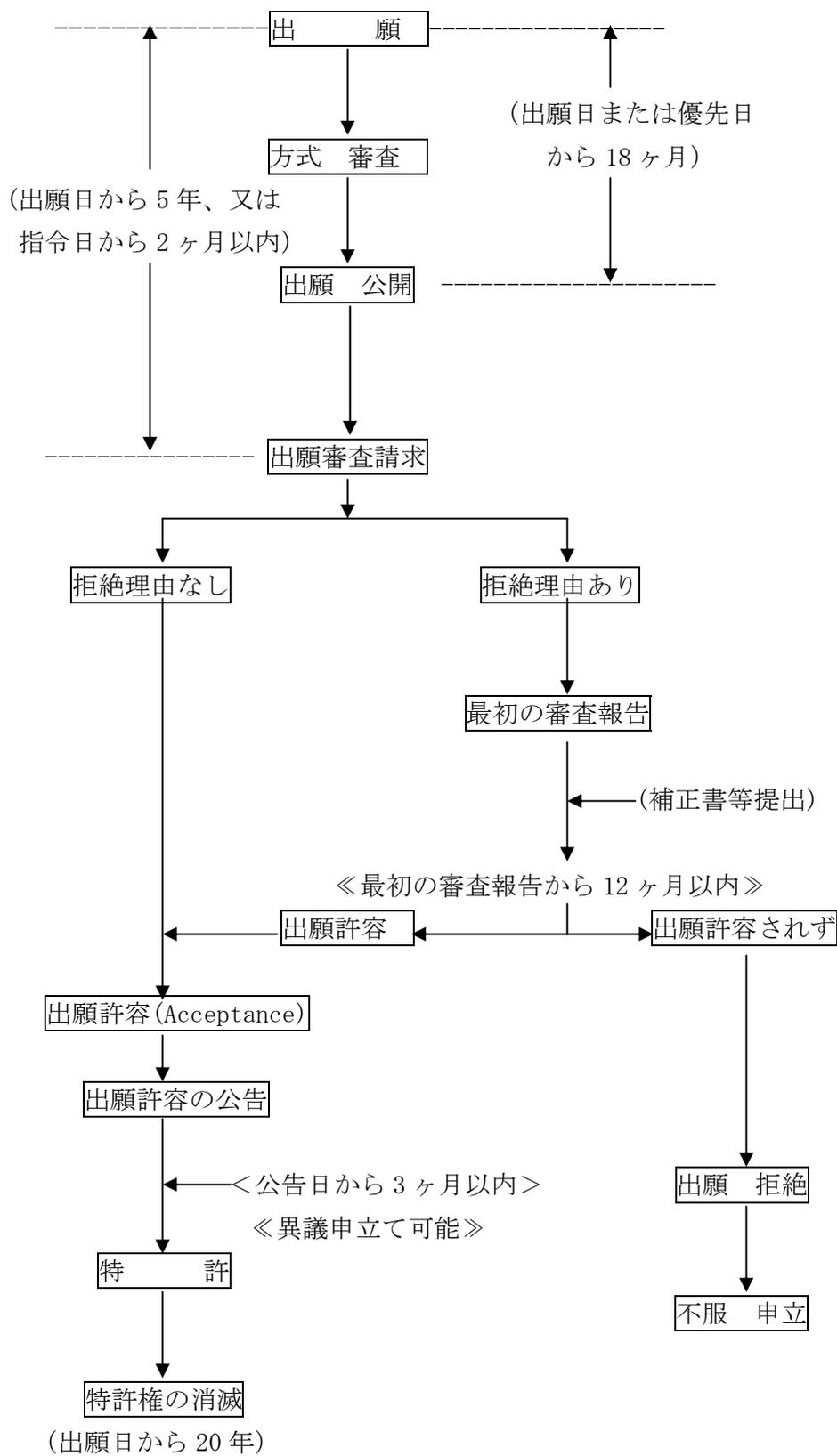
(11)優先審査/早期審査 (Accelerated Examination)：

十分、かつ実質的な理由がある場合には優先審査を請求することができます。

(12)第三者による再審査請求制度 (Pre and Post-Grant Re-Examination)：

この度の法改正により、第三者による出願受理前における出願に対する意見書の  
提出や特許付与前及び付与後の再審査請求制度が導入されました。

## 出願から特許までの手続きの流れ



## 9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。設定登録の日から発生します。
- (2) 従来、年金は特許付与日(完全明細書提出日)から 4 年目、7 年目、10 年目及び 13 年目に納付する必要がありました。  
今回今回の改正法により、出願日から第 5 年度以降の年金を毎年支払うよう変更されました、

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要(国内段階移行期限等)

- (1) 時期：  
優先日から 31 月以内です。
- (2) 提出する書類：  
国際出願の明細書等の英語による翻訳文の提出が必要です。翻訳文には、翻訳者の宣誓書(Verified English Translation)の添付が必要となります。
- (3) 19 条補正等があった場合：  
当該補正書の翻訳文の提出が必要となります。
- (4) 出願審査請求：  
出願審査請求制度が導入されました。  
国際出願日から 5 年以内に請求する必要があります。  
但し、特許庁長官から指令があった場合は、当該指令日から 2 ヶ月以内に請求しなければなりません。

## 11. 留意事項

- (1) 出願の際における留意事項：  
出願の際には、「完全明細書」若しくは「仮明細書」を提出する必要があります。  
「仮明細書」とは、英国出願の制度をそのまま引き継いだ、発明の概念を説明した書面による明細書をいいます。  
この仮明細書により出願をした場合には、出願日から 12 ヶ月以内に完全明細書(クレームを含んだ明細書)を提出する必要があります。  
なお、優先権を主張して出願をする場合(条約上の出願)は、完全明細書の提出が必要ですので、留意して下さい。
- (2) 出願審査請求制度の導入：  
出願審査請求制度が導入されたので、その期限管理には十分留意する必要があります。
- (3) 審査の段階における留意事項：  
上述しましたように、ニュージーランドでは所謂「Acceptance Due Date」なる

制度を採用しております。

①この制度は、イギリス、オーストラリア等で採用されており、所定の期間内に  
出願を特許され得る状態にしなければならない制度です。

その期間は、国々で異なりますが、従来はFirst Examination Report(Office  
Action)の発行日から15ヶ月で、この期間は更に3ヶ月間の期間の延長が認め  
られておりました。

②今回の改正法により、この期限がFirst Examination Reportの発行日から12  
ヶ月以内で、延長することができなくなると変更されました。

期限管理には十分留意する必要があります。

③また、このFirst Examination Reportを受領した場合には、なるべく早い時  
期に応答するよう留意すべきです。

早期に応答しておけば、最初の応答により拒絶理由が依然として解消されてい  
ないと判断された場合に、更なるExamination Reportを速やかに受け取るこ  
とができるからです。

(4)年金納付時期の変更：

この度の改正法により、年金納付時期が変更し、出願から第5年度以降毎年納付  
となりましたので、留意して下さい。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

2013年に改正された1953年の意匠法が適用されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の氏名・名称及び住所、優先権主張の場合はその情報、ニュージーランドにおける送達用あて名、及び物品名等を記載します。

#### (2) 図面又は写真 (Drawings & Photos)

#### (3) 新規性に関する陳述書 (Statement of Novelty)

<記載例> This design is to be applied to a (物品名) and the novelty resides in the features of shape and configuration as shown in the accompanying representations. (この意匠は(物品名)に適用されるものであり、添付の図面(写真)に表されるとおりの外観形状に新規性を有するものである)

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 優先権翻訳文 (Translation of Priority Document) :

優先権主張の基礎となる出願が英語でない場合は、証明付き英訳文 (Verified English Translation) を出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (6) 委任状 (Power of Attorney)

出願後に提出することができます。

認証は不要です。

### 3. 料金表 (単位 : NZドル)

(1) 意匠出願	100
(2) 組物の意匠出願	100
(3) 更新(1回目(5年間))	100
(4) 更新(2回目(5年間))	200
(5) ヒヤリング料金(Hearing fee)	750

### 4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

### 5. 実体審査の有無

新規性等の実体審査が行われます。

## 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

## 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1) 出願は、新規性、登録性、及び登録意匠に類似するか否か等について審査されます。

(2) 不登録事由について：

意匠とは、工業的方法又は手段によって物品に適用される、形状等の特徴で、視覚性を有するものと、定義されています。

従いまして、以下のものは、意匠に該当しないとされております。

- ① 壁飾りやメダルの場合
- ② カレンダー、クーポン、地図、ハガキ、切手や取引書類等の場合
- ③ 主に文学的又は芸術的性質の印刷物の場合
- ④ 王室の肖像、又は地方、機関等若しくは個人の紋章や旗章等の複製の場合等々です。

(3) 新規性について：

登録を受けるためには、新規性や独創性が必要となります。

ニュージーランド国内において、過去に登録や公開された意匠と同一の場合や、単なる変形に過ぎない場合には、登録を受けることができません（地域的新規性の採用です）。

インターネット上における公表（Publication 又は Availability）は、ニュージーランドにおける地域的公表（Local Publication）とみなされます。

< 新規性喪失の例外 >

- ① 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠を公表した場合
- ② 意匠を政府に開示した場合（the design was disclosed to the Government to consider the merits of the design）
- ③ 公認された博覧会に展示した場合（博覧会の開催日から6月以内に出願した場合）

(4) 審査の具体的内容

- ① 全ての登録要件を満たした出願は、意匠登録され、意匠権者に意匠登録証が発行され、意匠官報に登録された旨が公告されます。
- ② 登録要件を満たしていないと判断された場合、登録要件を満たしていない旨の理由が記載された審査報告（Examination Report）が発行されます。

③登録要件を満たしていない旨の審査報告が発行された場合、出願人は出願日から12ヶ月以内（この期間は、料金を納付する必要なく、請求により3ヶ月延長することができます。）に拒絶理由の全てを解消し登録の状態にしなければなりません。

上記15ヶ月以上の期間延長はすることができません。

④上記の期限内に補正書等が提出されますと、更に審査されます。

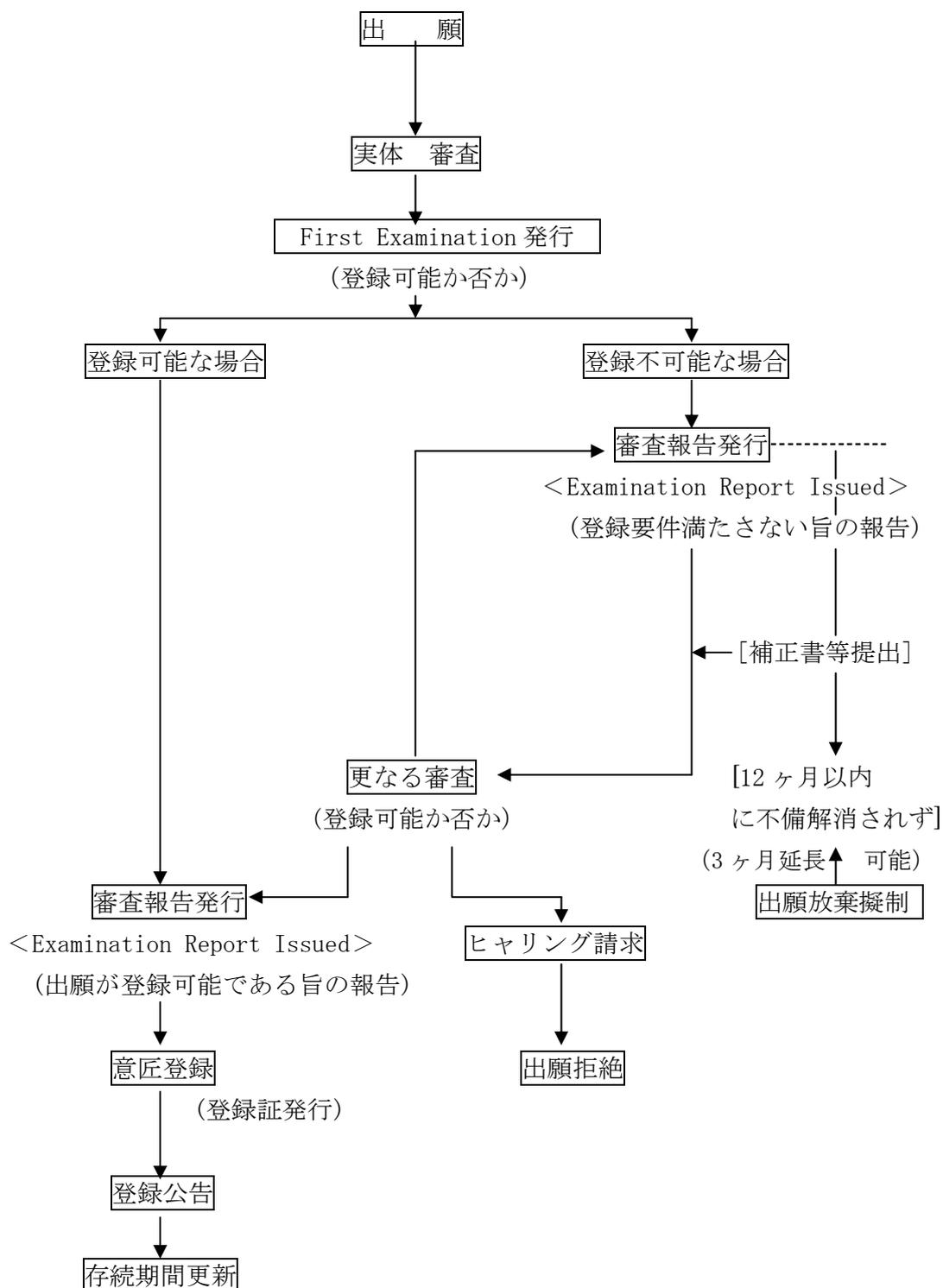
この審査において、依然として登録できないと判断された場合、審査報告書が発行されます。

なお、審査官が上記期限内に提出された意見書を容認しなかった場合、出願人は特許庁にヒヤリング（Hearing）を請求することができます。

⑤ヒヤリングの結果、その請求が認められた場合には、意匠登録され、一方認められなかった場合には、出願は拒絶されます。

(5)特許庁長官の決定に対しては、高等裁判所（High Court）へ出訴することができます（28日以内です）。

出願から登録までの手続きの流れ



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間の起算日は出願日（又は優先日）であり、存続期間は出願日から5年です。意匠登録の日から権利が発生します。
- (2) 存続期間は5年毎に2回更新することができますので、最長で出願日（又は優先日）から15年となります。
- (3) 存続期間の更新は、その期間の満了前の6ヶ月以内に行わなければなりません。満了後6ヶ月間の猶予期間が認められております。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

## 11. 留意事項

### (1) 保護対象について

意匠とは、工業的方法又は手段によって物品に応用された形状、配置、模様又は装飾の特徴であって、完成物品において視覚により把握することができるものがあります。また、物品とは、工業的生産品（部品を含む）を意味しますので、彫刻、芸術的印刷物などは物品とはされません。

### (2) 新規性について

特許法においては、今回の改正法により地域的新規性（Local Novelty）から絶対的新規性（Absolute Novelty）に変更されました。

意匠の場合は、従来同様に地域的新規性が依然として適用されております。

### (3) Acceptance Due Date について

特許法においては、Acceptance の期限が最初の審査報告発行日から12ヶ月以内と短縮されました。

意匠の場合は、出願日から12ヶ月以内（3ヶ月の延長可能）で、特許の場合とは異なりますので、留意して下さい。

### (4) 訂正

出願中又は登録後においても、誤記の訂正を請求することができます。訂正は公告されて異議申立ての対象となります。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2014年までの改正を含む2002年商標法（Trade Marks Act 2002）」が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

国際分類を採用しており、一出願多区分制が採用されています。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、指定商品・役務のリスト及び国際分類における区分、商標の表現物、優先権を主張する場合は、その情報等を記載します。

#### (2) 商標の見本 (Marks)

① 商標の明確な表示物

② 立体商標の場合は、立体形状である旨を明確に示す図面の提出が必要です。

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

出願後も提出することができます。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合に提出が必要です。

### 3. 料金表 (単位：NZドル)

(1) 出願料金 (1区分あたり)	150
(2) 更新料金 (1区分あたり)	350
(3) 異議申立料金	350
(4) ヒヤリング料金	850

### 4. 料金減免制度について

減免制度は採用されておりません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。絶対的拒絶理由、相対的拒絶理由の両方が審査されます。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

## 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度はありません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

- (1) 出願された商標が登録適格を有するか否か、すなわち、商標が所定の標識・標章（図形、ブランド、氏名、色彩、立体標章、音響標章など）に該当するか否かが審査されます。

次に、絶対的不登録理由、相対的不登録理由の不登録事由に該当するか否かが審査されます。主な理由は以下の通りです。

### <絶対的不登録事由>

絶対的不登録事由とは、商標本来が有すべき識別性を欠く商標、商標の定義に該当しない商標、公序良俗に反する商標などの登録を阻止するための拒絶理由をいいます。

- ① 識別力を有しない標識の場合
- ② 品質、用途、地理的表示等、取引上使用される表示のみからなる標識の場合
- ③ 取引において常用される表示のみからなる標識の場合
- ③ 詐欺又は混同を誤認が生じる恐れがある商標の場合
- ④ 商標の使用がニュージーランドの法律に反する商標の場合

### <相対的不登録事由>

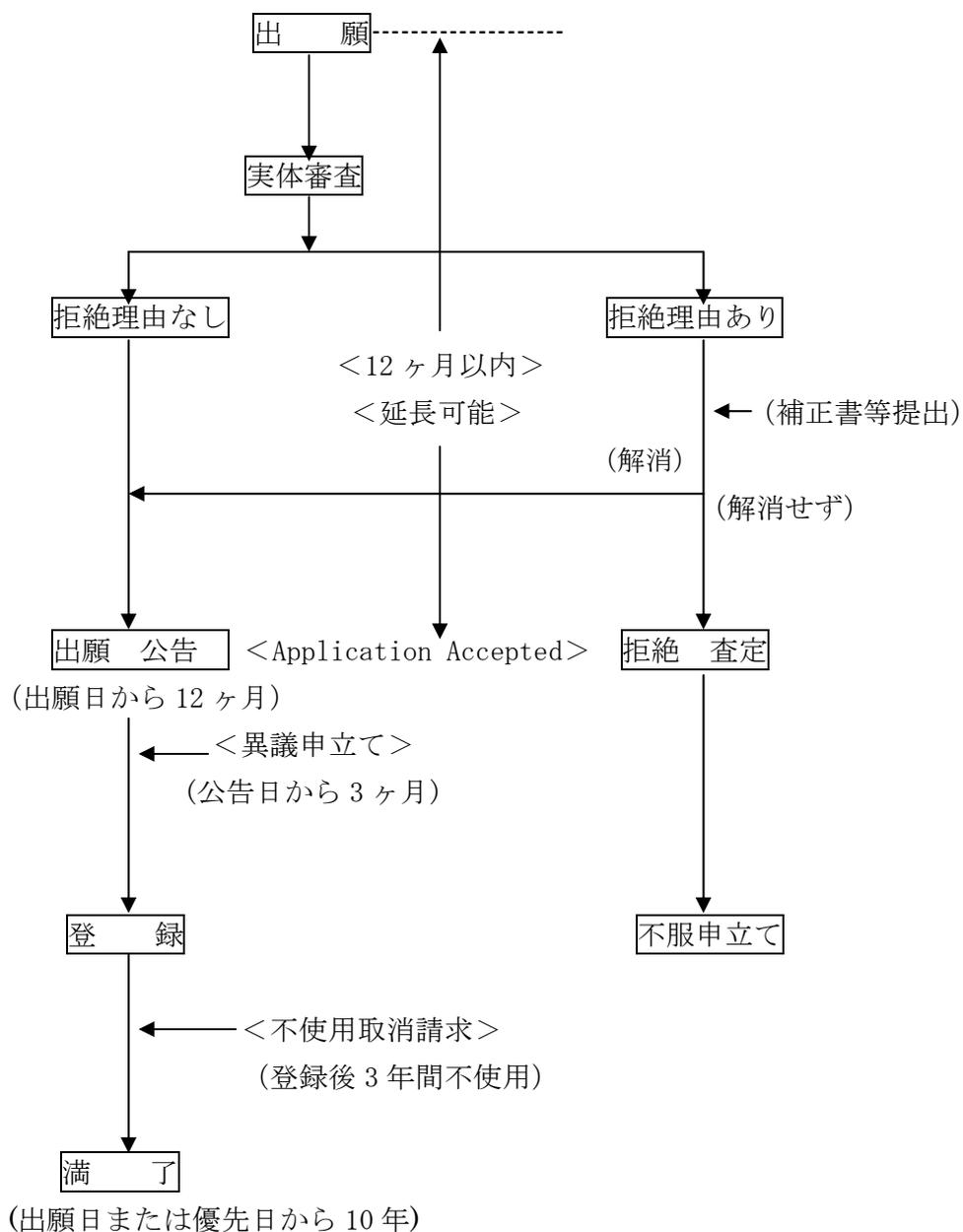
相対的理由とは、識別性等の商標の本質的要件は備えている商標であって、先行する商標登録、商標出願と同一又は類似するために登録できないとする理由をいいます。

他人の先行商標と同一又は類似の商標であって、指定商品又は指定役務と同一又は類似する商品又は役務の場合

- (2) 商標出願が上記不登録事由に該当する場合には出願人にその旨が通知され、意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。
- (3) 出願人は上記通知を受けた場合、出願日から12ヶ月以内に当該通知書において指摘された不登録事由（拒絶理由）を解消しなければなりません。  
なお、この期間は申請により延長を求めることができますが、その理由を示す書類の提出が必要とされています。  
最初の延長の請求は通常3ヶ月で、その後の請求は1ヶ月とされております。
- (4) 意見書及び補正書が提出されてもなお不登録事由が解消されていないと認められる場合は拒絶の査定がなされます。  
拒絶の査定に対しては裁判所に訴えを提起することができます。
- (5) 出願が登録すべきものであると認められる場合には出願公告（Accepted）されます。

出願公告後 3 ヶ月間は、何人も異議申立てをすることができます。  
異議申立てがない場合又は異議申立てが成立しなかった場合には商標登録されます。

出願から登録までの手続きの流れ



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日（または優先日）から起算して10年です。  
登録日に商標権が発生します。
- (2) 存続期間は10年ごとに更新することができます。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標を実際使用している必要はありません。  
登録後に一定期間使用しない場合には、登録取消しの対象となります。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、視覚によって認識できるように表現することが可能で、かつ、自他商品・役務の識別力がある標章又は標識をいいます。
- (2) 標識には、図形、ブランド、氏名、色彩、立体標章、音響標章、香りの標章が含まれます。
- (3) 団体商標（Collective Marks）も保護されます。  
「団体商標」とは、標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを、その団体の構成員でない者の商品又はサービスから識別することができる標章をいいます。
- (4) 証明商標（Certification Marks）も保護されます。  
「証明商標」とは、取引過程において、出所、材料、製造方法、品質やその他の特徴によって証明される商品を、そのように証明されない商品から識別することができる標識をいいます。
- (5) 香り（Smell）、音響（Sound）及び味覚（Taste）なる標章も図形的に提出可能であり、識別することができる場合には、商標として登録を受けることができます。
- (6) 連続商標（商標の同一性に影響を及ぼす重要な要素については類似しているが、商標の同一性に影響を及ぼさない要素について異なる複数の商標）の出願・登録もできます。

## 12. 留意事項

- (1) 不使用による取消し  
登録商標が指定商品又はサービスについて3年以上使用されていない場合には、第三者の請求により登録を取り消されることがあります。
- (2) コンセント制度  
コンセント制度とは、先行商標の存在を理由として拒絶された場合、当該先行商標権者の同意（コンセント）があれば、自己の出願は登録を受けられるとする制

度です。

- (3) 商標法においても、特許法及び意匠法と同様に Acceptance Due Date なる概念が導入されており、拒絶理由通知を受けた場合には、出願日から 12 ヶ月以内に全ての拒絶理由を解消し、出願を登録の状態にしなければなりません。

商標法の場合は、特許法とは異なり当該 Acceptance Due Date の 12 ヶ月の期間の延長が認められる点、異なりますのでその点を留意して下さい。

- (4) 国際商標登録

ニュージーランドでは、2012 年 12 月 10 日からマドリッド協定議定書が発効しており、ニュージーランドを指定国とした国際商標出願による保護を求めることが可能となりました。